

鳥取市景観形成規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 3 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市規則第 1 7 号

鳥取市景観形成規則の一部を改正する規則

鳥取市景観形成規則（平成 2 0 年鳥取市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の次に次の 3 条を加える。

（景観事前協議の申出）

第 4 条の 2 条例第 1 7 条の 2 第 2 項又は条例第 1 7 条の 5 第 2 項の規定による協議の申出をしようとする者は、法第 1 6 条第 1 項の規定による届出を行おうとする日の 1 2 0 日前までに、景観事前協議（変更）申出書（様式第 2 号の 2。以下「協議申出書」という。）を提出しなければならない。

2 前項の協議申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 省令第 1 条第 2 項に規定する図書（条例第 1 2 条第 1 号ア及び同条第 3 号に掲げる図書は除く。）
- (2) 植栽配置図
- (3) 建築物主要部分の断面図
- (4) 計画地周辺景観調査報告書（様式第 2 号の 3）
- (5) 景観形成計画書（様式第 2 号の 4）

（措置の要請）

第 4 条の 3 条例第 1 7 条の 3（条例第 1 7 条の 5 第 3 項において準用する

場合を含む。)の規定による要請は、景観事前協議対象行為に関する要請書(様式第2号の5)により行うものとする。

2 前項の規定による要請を受けた者は、当該要請に対し、景観事前協議対象行為に関する回答書(様式第2号の6)により回答するものとする。

(協議終了の申出)

第4条の4 条例第17条の4第1項第2号(条例第17条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定による協議終了の申出をしようとする者は、景観事前協議終了申出書(様式第2号の7)を提出しなければならない。

2 条例第17条の4第2項(条例第17条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、景観事前協議結果通知書(様式第2号の8)により行うものとする。

別表法第16条第1項第1号又は第2号に掲げる行為の部に次のように加える。

条例第12条第3号に規定する図書	景観事前協議結果通知書(様式第2号の8)の写し(条例第17条の2第1項に規定する協議対象行為の場合に限る。)
------------------	--

様式第2号の次に次の7様式を加える。

様式第2号の2（第4条の2関係）

景観事前協議（変更）申出書

年 月 日

（あて先）鳥取市長

申出者 住 所
氏 名
電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

第17条の2第2項

鳥取市景観形成条例 の規定により、次のとおり申し出ます。

第17条の5第2項

計画の名称					
行為に係る区域の名称	鳥取市景観計画区域	重点区域	<input type="checkbox"/> 久松山山系景観形成重点区域 <input type="checkbox"/> 湖山池景観形成重点区域 <input type="checkbox"/> 因幡白兔景観形成重点区域 <input type="checkbox"/> 鹿野城下町景観形成重点区域		
用途地域					
行為の場所	鳥取市				
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日	
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物	用途又は種類() 新築・移転・増築・改築			
	<input type="checkbox"/> 工作物	用途又は種類() 新設・移転・増築・改築 外観の変更（修繕・模様替・色彩の変更）			

行為の内容	建築物	区	分	届出部分	既存部分	合計	
		敷地面積		m ²	m ²	m ²	
		建築面積		m ²	m ²	m ²	
		延べ面積		m ²	m ²	m ²	
		最高の高さ		m	m		
		仕上げ材料	屋根				
			外壁 (ベースカラー)				
			外壁 (サブカラー)				
			外壁 (アクセントカラー)				
		色彩	屋根				
	外壁 (ベースカラー)						
	外壁 (サブカラー)						
	外壁 (アクセントカラー)						
	構造						
	地上		階				
	地下		階				
	屋上に設置する建築設備の種類及び高さ	高架水槽		受電設備		屋上広告物	その他 ()
		無有 (m)		無有 (m)		無有 (m)	無有 (m)
	工作物	区	分	届出部分	既存部分	合計	
		高さ					
築造面積							
構造							
色彩		ベースカラー					
		アクセントカラー					
設計者	住所						
	氏名	担当	電話番号				
施行者	住所						
	氏名	担当	電話番号				
申出内容の照会先	住所						
	氏名	担当	電話番号				
備考							
1 建築物の行為制限事項を定めた「鳥取市景観計画」に適合すること。							
2 必要に応じて、□にレ印を付けてください。							
3 敷地面積、建築面積、延べ面積については、建築基準法に準じて算出した数値を記入して下さい。							
4 仕上げ材料欄には、表面仕上げの材料名を詳しく記入して下さい。							
5 色彩については、日本産業規格のZ 8721に従い、色相、明度及び彩度の値を記載すること。							
6 構造欄については、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入して下さい。							
7 工作物の高さは、単独の工作物にあっては当該工作物の高さを、建築物と一体となって設置されるものについては当該工作物の上端までの高さを記入して下さい。							
8 申出内容の照会先欄には、設計者、施行者等申出者以外の者への照会を希望する場合に記入して下さい。							

計画地周辺景観調査報告書

年 月 日

申出者 住 所
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

1 調査概要

計 画 の 名 称	
現 地 調 査 日 (時 間 帯)	年 月 日 (午前・午後 時～午前・午後 時)
調 査 実 施 者	住所 電話番号 氏名

2 調査報告

(調査した地域特性について記述)

添付書類

- 1 調査範囲図
- 2 調査写真

様式第2号の4（第4条の2関係）

景観形成計画書

年 月 日

申出者 住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

計画の名称			
行為の場所			
行為に係る区域の名称	鳥取市景観計画区域	重点区域	<input type="checkbox"/> 久松山山系景観形成重点区域 <input type="checkbox"/> 湖山池景観形成重点区域 <input type="checkbox"/> 因幡白兔景観形成重点区域 <input type="checkbox"/> 鹿野城下町景観形成重点区域
景観形成の基本方針 区域の基本方針			
(工夫・配慮の内容)			

行為	事項	良好な景観の形成のための行為の制限の基準・配慮事項
共通事項	位置	(行為の制限の基準)
		(工夫・配慮の内容)
		参照図面 ()
	規模	(行為の制限の基準)
		(工夫・配慮の内容)
		参照図面 ()
	緑化等	(行為の制限の基準)
		(工夫・配慮の内容)
		参照図面 ()
又は工作物の新設、増築、改築、外観の変更	位置	(行為の制限の基準)
		(工夫・配慮の内容)
		参照図面 ()
	規模(高さ)	(行為の制限の基準)
		(工夫・配慮の内容)
		参照図面 ()

又は工作物の新設、増築、改築、外観の変更 建築物の新築、増築、改築	外観	(行為の制限の基準)
		(工夫・配慮の内容)
		参照図面 ()
	色彩	(行為の制限の基準)
		(工夫・配慮の内容)
		参照図面 ()
	素材	(行為の制限の基準)
		(工夫・配慮の内容)
		参照図面 ()
	緑化	(行為の制限の基準)
		(工夫・配慮の内容)
		参照図面 ()
周辺への配慮	(行為の制限の基準)	
	(工夫・配慮の内容)	
	参照図面 ()	

又は工作物の新設、増築、改築、改築、改築、外観の変更	その他	(行為の制限の基準)
		(工夫・配慮の内容)
		参照図面 ()

様式第2号の5（第4条の3関係）

景観事前協議対象行為に関する要請書

年 月 日

様

鳥取市長



鳥取市景観形成条例第17条の3（条例第17条の5第3項において準用する同条例第17条の3）の規定により、次のとおり要請します。

計 画 の 名 称	
行 為 の 場 所	
景 観 事 前 協 議 （ 変 更 ） 申 出 書 申 出 年 月 日 ・ 番 号	年 月 日 第 号
要 請 内 容	
備 考	

様式第2号の6（第4条の3関係）

景観事前協議対象行為に関する回答書

年 月 日

（あて先）鳥取市長

申出者 住 所

氏 名

電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

年 月 日付け景観事前協議対象行為に関する要請書の要請内容に対し、次のとおり回答します。

計 画 の 名 称		
行 為 の 場 所		
回 答 作 成 者	住 所 氏 名 電話番号	
回 答	要 請 内 容	回 答
添 付 図 書		
備 考		

様式第2号の7（第4条の4関係）

景観事前協議終了申出書

年 月 日

（あて先）鳥取市長

申出者 住 所
氏 名
電話番号

〔 法人にあっては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

鳥取市景観形成条例第17条の4第1項第2号（条例第17条の5第3項において準用する同条例第17条の4第1項第2号）の規定により、次のとおり協議の終了を申し出ます。

計 画 の 名 称		
行 為 の 場 所		
景観事前協議 （変更）申出書 申出年月日	年 月 日	
行 為 の 期 間	着 手 予 定 日	年 月 日
	完 了 予 定 日	年 月 日
景観事前協議を 終了する理由		
備 考		

様式第2号の8（第4条の4関係）

景観事前協議結果通知書

年 月 日

様

鳥取市長



鳥取市景観形成条例第17条の4第2項（条例第17条の5第3項において準用する同条例第17条の4第2項）の規定により、協議が終了しましたので、次のとおり協議結果を通知します。

計 画 の 名 称	
行 為 の 場 所	
景 観 事 前 協 議 （ 変 更 ） 申 出 書 申 出 年 月 日 ・ 番 号	年 月 日 第 号
協 議 結 果	
備 考	協議結果と異なる変更をする場合は、協議内容の変更に 係る協議が必要です。

附 則

この規則は、令和 8 年 3 月 3 1 日から施行する。